

意見公募手続結果概要

(様式2)

令和元年 12月26日

担当部課 総合政策部 魅力創造室

【案件名：四條畷市住生活基本計画(住宅マスタープラン)【改訂】(原案)】

令和元年 11月15日～12月13日の間、実施いたしました当該案件に係る意見公募手続の結果の概要は、以下のとおりです。

①提出意見の件数

合計 1名 (提出者の人数)

延べ 3件 (意見を内容別に集計しています。)

②意見の内容別

住宅セーフティネットについて 2件 各主体の役割について 1件

③提出意見に対する市の考え方

意見の概要	意見に対する考え方
15 ページ課題1の8行目「重層的な」の意味が分かりにくい。	国土交通省において、今般の住宅セーフティネット法の改正にあたっては、公的住宅等と民間賃貸住宅等の活用による重層的なセーフティネットの構築を趣旨としている旨が示されています。 ご意見を踏まえ、69ページの用語集「住宅セーフティネット」の項において説明を追記しました。
17 ページ「I セーフティネットとしての住宅施策の展開」において、外国人についても記載してはどうか。	17ページでは住宅セーフティネット法第2条に記載のある対象者を例示しており、外国人をはじめ、その他配慮が必要な方については「等」に含めるものとしています。
19 ページにおいて、各主体がともに住宅施策を推進していくイメージを図示してはどうか。	19ページ冒頭において、各主体が自らの役割を認識し、相互に協力しながら総合的に住宅施策を推進する必要があると記載しており、この一文をもってご意見の主旨を補完できているものと考えます。